

鳥取県公報

平成 18年 12月 26日(火) 号外第175号

				母週火·金曜日発行
			目 次	
\Diamond	条	例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(83)(職員	課)・・・・・・・・4

──公布された条例のあらまし──

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告を踏まえ、職員等の給与の 改定を行う。
 - (2) 地方公務員法の規定に基づき、職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。
- 2 条例の概要
 - (1) 職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 給与の改定
 - (ア) 扶養手当の見直し及び住居手当の一部廃止
 - ① 配偶者に係る扶養手当を月額12,000円(現行 13,000円)に引き下げる。
 - ② 3人目以降の子に係る扶養手当を月額6,000円(現行 5,000円)に引き上げる。
 - ③ 持家に係る住居手当のうち取得後6年目以降に支給するもの(現行 1,500円)を廃止する。
 - (イ) 期末手当の引下げ

期末手当の支給割合を年0.2月分(再任用職員にあっては、0.1月分)引き下げる。

(ウ) 管理職手当の定額化

管理職手当の額を職務の級に応じた定額(職務の級における最高号給の給料月額の25パーセントを超 えない範囲内で人事委員会規則で定める額)とする。

(エ) 地域手当の級地区分の追加

派遣等により県外事務所所在地以外の地域(民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮した場合に支 給対象となるべきものに限る。)において勤務する職員に対して手当を支給するため、級地区分(4級 地から6級地まで)を追加する。

イ 査定昇給の実施に伴う若年層職員の昇給号給数の引上げ

県内民間企業との初任給水準の較差及び国家公務員の査定昇給の運用により見込まれる給与水準との較 差を考慮し、若年層職員(新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員)について、標準とな る昇給号級数を5号給(現行 4号給)に引き上げる。

ウ 給与控除の実施

次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除できることとする。

- (ア) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員のための住宅及び駐車場の貸付料
- (イ) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な 経費
- (ウ) 財団法人鳥取県職員互助会等の掛金及び償還金
- (エ) 地方職員共済組合鳥取県支部が取り扱う月掛貯金
- (オ) 地方職員共済組合鳥取県支部等の団体が取り扱う保険の保険料及び共済掛金
- (カ) 中国労働金庫の積立金及び償還金
- (キ) 鳥取県職員労働組合等の組合費
- (ク) 教職員のPTA会費
- (2) 関係条例の一部改正
 - ア 住居手当の一部廃止

次の条例について、(1)のアの(r)の(r)の(r)の(r)の(r)の(r)の(r)の改正事項に準じた改正を行う。

- (ア) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (イ) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (ウ) 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- イ 期末手当の引下げ

次の条例について、(1)のアの(イ)の改正事項に準じた改正を行う。

- (ア) 特別職の職員の給与に関する条例
- (イ) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (ウ) 任期付研究員の採用等に関する条例
- (エ) 任期付職員の採用等に関する条例
- ウ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、次のとおりとする。
 - (ア) (1)のアの(ア)及び(イ)並びにイ並びに(2) 公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日 のときは、その目)
 - (1) (1)のアの(ウ)及び(エ)並びにウ並びに(3)のイ 平成19年4月1日
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第83号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(昇給等の基準)

第4条 略

 $2\sim5$ 略

6 前項の規定により職員(次項に規定する者を除 く。以下この項において同じ。) を昇給させるか 否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項 に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職 員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が6級以上であるも の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で その職務の級がこれに相当するものとして人事委 員会規則で定める職員にあっては3号給、行政職 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級 以下であるもののうち人事委員会規則で定める職 員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で その職務の級がこれに相当するものとして人事委 員会規則で定める職員にあっては5号給)とするこ とを標準として人事委員会規則で定める基準に従 い決定するものとする。

7~11 略

(扶養手当)

第8条 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親

(昇給等の基準)

第4条 略

2~5 略

6 前項の規定により職員(次項に規定する者を除 く。以下この項において同じ。)を昇給させるか 否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項 に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職 員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が6級以上であるも の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で その職務の級がこれに相当する者として人事委員 会規則で定める職員にあっては、3号給)とするこ とを標準として人事委員会規則で定める基準に従 い決定するものとする。

7~11 略

(扶養手当)

第8条 略

族については1万2,000円、同項第2号から第5号 までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族 たる子、父母等」という。) については1人につ き6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場 合にあってはそのうち1人については6,500円、職 員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人に ついては1万1,000円)とする。

4 略

(住居手当)

- 当する職員に支給する。
 - (1) 略
 - (2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定 めるこれに準ずる住宅を含む。) のうち当該職 員その他人事委員会規則で定める者によって新 築され、又は購入されたものであって、当該新 築又は購入の日から起算して5年を経過してい ないものに居住している職員で世帯主であるも \mathcal{O}
 - (3) 略
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区 分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第 2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でも あるものについては、第1号又は第2号に掲げる 額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円
 - (3) 略
- 3 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支 給する場合においては100分の130、12月に支給す る場合においては100分の150を乗じて得た額(行 政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の 適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責 族については1万3,000円、同項第2号から第5号 までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族 たる子、父母等」という。)のうち2人までにつ いてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配 偶者がある場合にあってはそのうち1人について は6,500円、職員に配偶者がない場合にあってはそ のうち1人については1万1,000円)、その他の扶 養親族については1人につき5,000円とする。

(住居手当)

- 第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該 | 第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該 当する職員に支給する。
 - (1) 略
 - (2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定 めるこれに準ずる住宅を含む。) に居住してい る職員で世帯主であるもの

(3) 略

- 分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第 2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でも あるものについては、第1号又は第2号に掲げる 額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 1,500円(当該住 宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者 によって新築され、又は購入されたものである 場合にあっては、当該新築又は購入がなされた 日から起算して5年を経過するまでの間は2,500 円)
 - (3) 略
- 3 略

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支 給する場合においては100分の140、12月に支給す る場合においては100分の160を乗じて得た額(行 政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の 適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責

任の度等がこれに相当するもの(これらの職員の うち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項 及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」 という。) にあっては、6月に支給する場合にお いては100分の110、12月に支給する場合において は100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に 応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とす

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 する場合においては100分の70、12月に支給する場 合においては100分の80を乗じて得た額(特定幹部 職員にあっては、6月に支給する場合においては 100分の60、12月に支給する場合においては100分 の70を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の 期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、 前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

 $4\sim6$ 略

任の度等がこれに相当するもの (これらの職員の うち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項 及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」 という。) にあっては、6月に支給する場合にお いては100分の120、12月に支給する場合において は100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に 応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とす る。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給 する場合においては100分の75、12月に支給する場 合においては100分の85を乗じて得た額(特定幹部 職員にあっては、6月に支給する場合においては 100分の65、12月に支給する場合においては100分 の75を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の 期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、 前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

 $4\sim6$ 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「追加条等」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在す る場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、 当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

(管理職手当)

- 第7条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位に ある職員の職のうち、その職務の特殊性を考慮し て人事委員会規則で指定する職を占める職員に対 して支給する。
- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占め る職員の属する職務の級における最高の号給の給 料月額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会 規則で定める額とする。

(地域手当)

第9条の2 略

改正前

(管理職手当)

- 第7条の2 人事委員会は、管理又は監督の地位に ある職員の職のうち人事委員会規則で指定するも のについて、その特殊性に基き、給料月額につき 適正な管理職手当額表を定めることができる。
- 2 前項の管理職手当額表に定める管理職手当の額 は、給料月額の100分の25を超えてはならない。

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養

当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 4級地 100分の10

(5) 5級地 100分の6

(6) 6級地 100分の3

3 略

(給与の口座振替の方法による支払) 第16条の12 略

(給与からの控除)

- 第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給 与から次に掲げるものの額に相当する額を控除す ることができる。
 - (1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された 職員のための住宅及び駐車場の貸付料
 - (2) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共 施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用 に必要な経費
 - (3) 財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取 県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察 職員互助会の掛金及び償還金
 - (4) 地方職員共済組合鳥取県支部が取り扱う月 掛貯金
 - (5) 地方職員共済組合鳥取県支部、財団法人鳥 取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察 職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職 員組合、鳥取県高等学校教職員組合、財団法人 日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生 活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料 及び共済掛金
 - (6) 中国労働金庫の積立金及び償還金
 - (7) 鳥取県職員労働組合、鳥取県現業公企職員 労働組合、鳥取県教職員組合及び鳥取県高等学 校教職員組合の組合費
 - (8) 教職員のPTA会費

手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手 手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手 当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

3 略

(給与の口座振替の方法による支払) 第16条の12 略

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(給与及びその額)

第2条 略

2 略

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給する場 合においては100分の150、12月に支給する場合に おいては100分の160を乗じて得た額に、6月1日 又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者 の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する 条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職 給与条例」という。)第16条の4第2項の表に定 める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2及び3 略

4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額の100 分の145に相当する額に、6月に支給する場合にお いては100分の150、12月に支給する場合において は100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12 月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4 第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

(給与及びその額)

第2条 略

2 略

3 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 の100分の145に相当する額に、6月に支給する場 合においては100分の160、12月に支給する場合に おいては100分の170を乗じて得た額に、6月1日 又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者 の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する 条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職 給与条例」という。)第16条の4第2項の表に定 める割合を乗じて得た額とする。

第3条 略

2及び3 略

4 知事等の受ける期末手当の額は、給料月額の100 分の145に相当する額に、6月に支給する場合にお いては100分の160、12月に支給する場合において は100分の170を乗じて得た額に、6月1日又は12 月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4 第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

改正後

改正前

(住居手当)

当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅(規則で定めるこれに 準ずる住宅を含む。) のうち当該職員その他規 則で定める者によって新築され、又は購入され

(住居手当)

第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該 | 第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該 当する職員に対して支給する。

(1) 略

(2) その所有に係る住宅(知事が定めるこれに 準ずる住宅を含む。) に居住している職員で世 帯主であるもの

たものであって、当該新築又は購入の日から起 算して5年を経過していないものに居住してい る職員で世帯主であるもの

(3) 略

(3) 略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 略	第2条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の	4 教育長の期末手当の額は、給料月額の100分の
145に相当する額に、6月に支給する場合において	145に相当する額に、6月に支給する場合において
は <u>100分の150</u> 、12月に支給する場合においては <u>100</u>	は <u>100分の160</u> 、12月に支給する場合においては <u>100</u>
<u>分の160</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日	<u>分の170</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日
以前6月以内の期間における在職期間に応じて、	以前6月以内の期間における在職期間に応じて、
一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た	一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た
額とする。	額とする。
1	1

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように 改正する。

改正前

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

(住居手当)	(住居手当)
第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該	第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該
当する職員に対して支給する。	当する職員に対して支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定め	(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定め
るこれに準ずる住宅を含む。) <u>のうち当該職員</u>	るこれに準ずる住宅を含む。)に居住している
その他企業管理規程で定める者によって新築さ	職員で世帯主であるもの
れ、又は購入されたものであって、当該新築又	
は購入の日から起算して5年を経過していない	
<u>もの</u> に居住している職員で世帯主であるもの	
(3) 略	(3) 略

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
以上发	以上則
(住居手当)	(住居手当)
第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当す	第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当す
る職員に対して支給する。	る職員に対して支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定め	(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定め
るこれに準ずる住宅を含む。) <u>のうち当該職員</u>	るこれに準ずる住宅を含む。) に居住している
その他企業管理規程で定める者によって新築さ	職員で世帯主であるもの
れ、又は購入されたものであって、当該新築又	
は購入の日から起算して5年を経過していない	
<u>もの</u> に居住している職員で世帯主であるもの	
(3) 略	(3) 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改正前

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に 対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16 条の4の規定の適用については、給与条例第3条 の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任 期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取 県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。) 第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中 「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規 則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督 の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事 委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研 究員条例第4条の規定により任期を定めて採用さ れた職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに 限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100 (給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 瞬

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100

分の130」とあるのは「100分の150」と、「100分 <u>の150</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分 <u>の160</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、 第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の 適用については、給与条例第3条の2中「この条 例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以 下「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」 と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第 1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職 を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及 び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定 める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第 1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16条の4第2項中「100分の130」とあるのは「100 分の150」と、「100分の150」とあるのは「100分 <u>の170</u>」とする。

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、 第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の 適用については、給与条例第3条の2中「この条 例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用 等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以 下「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」 と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第 1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職 を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及 び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定 める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第 1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100 分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分 <u>の175</u>」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。) に対応する次の 表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、 当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
附則	附則

第8条 前条の規定による給料を支給される職員に 第8条 前条の規定による給料を支給される職員に 関する給与条例第11条の6及び第16条の4第5項 (第16条の7第4項において準用する場合を含 む。) の規定の適用については、これらの規定中 「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与 に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年 鳥取県条例第43号) 附則第7条の規定による給料 の額との合計額」とする。

関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適 用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第7条の2 第2項	給料月額	給料月額と職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号。以下 「平成18年改正条例」という。) 附則第7条の規定による給料の 額との合計額
第11条の6	給料	
第16条の4	月	との合計額
第5項(第	額	
16条の7第		
4項におい		
て準用する		
場合を含		
む。)		

(地域手当に関する経過措置)

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の │ 第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の 左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略						
第9条の2	100分	100分の12を超えない範囲				
第2項第3	<i>の</i> 12	内で人事委員会規則で定め				
号		る割合				
第9条の2 第2項第4 号	100分 の10	100分の10を超えない範囲 内で人事委員会規則で定め る割合				
第9条の2 第2項第5 号	100分 の 6	100分の 6 を超えない範囲 内で人事委員会規則で定め る割合				

(地域手当に関する経過措置)

左欄に掲げる新給与条例の規定の適用については、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略						
第9条の2	100分	100分の12を超えない範囲				
第2項第3	の 12	内で人事委員会規則で定め				
号		る割合				

第9条の第2項第		100分の3を超えない範囲 内で人事委員会規則で定め				
号		る割合				
略				略		
2~5 略			2~5 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。 ただし、第2条、第10条及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当の経過措置)

2 第2条の規定の施行の際現に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号) 附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が当 該者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する第2条の規定による改正後の職員 の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第2項の規定の適用については、平成19年4月1 日から平成23年3月31日までの間、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」と あるのは「職員の給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号) 附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。